

平成 23 年 5 月 26 日

消費者庁

取引・物価対策課意見募集担当御中

「放送法等の改正に伴う特商法施行令の一部改正（案）について」の意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

〒1520031 東京都目黒区中根 2 丁目 13 番 18 号

第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678（代）fax03-3718-4015

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

当協会は消費生活アドバイザーと消費生活コンサルタントの有資格者で構成される消費者団体で、協会として消費者相談窓口を設けております。また各地の消費生活センター等で相談を受けている会員も多く有しておりますので、思うところを述べさせていただきます。

～記～

【意見】

平成 20 年の特定商取引法改正により、訪問販売、通信販売および電話勧誘販売の 3 類型について、各個別法で実効ある消費者保護のための規制体系が構築されている場合を除き、原則全ての商品や役務が規制対象となりました。そして消費者保護が図られているという理由から通信・放送に関する 4 法律（放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法）による役務提供については適用除外となりました。

しかしながら、通信や放送にかかる相談件数は 2009 年度の国民生活センターの相談概要を見ても分かる通り、増加の一途を辿っています。携帯電話、光回線サービスの契約は若者だけに限りません。地デジ化に便乗したケーブルテレビやCS放送の契約は訪問販売や電話勧誘販売で行われることもあり、高齢者がトラブルに遭うことも少なくありません。通信、放送に係る事業者と消費者との情報量格差は、確実に広がっていると実感しております。消費者被害に対する是正措置として行政指導ではなく、主務大臣による是正措置の発動が規定されているということを以って消費者保護が図られているというのは、是正措置発動までのタイムラグもあり、不十分といわざるを得ません。適用除外を外す方向での検討を希望します。

通信・放送分野の技術的進展を鑑みて制度を整理・合理化することは大切なことですが、現行の特定商取引法第 26 条第 1 項第 8 号二の政令で、別表第二（十放送法）（二十八有線テレビジョン放送法）（四十三電気通信役務利用放送法）の規定が、（十放送法）に統合されることで、適用除外の内容が消費者に分かり難くなるのではないのでしょうか。

今般の各種の放送形態を統合することで消費者にとって不利益がないよう、消費者への情報提供等、周知方よろしく願いいたします。

以上